

奈良県営水道企業管理規程第一号

水道局  
各課  
出先機関

奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の前の見出し中「課」を「課等」に改め、同条の表中「事業管理係 県営水道一体化推進係」を「事業管理係」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第一条の二** 前条に規定するもののほか、同条の表の上欄に掲げる課のうち次の表の上欄に掲げるものに同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の下欄に掲げる係を置く。

業務課	県営水道一体化準備室	県営水道一体化推進係
-----	------------	------------

第二条業務課の項第十八号を削り、同項の次に次のように加える。

業務課 県営水道一体化準備室

県営水道の一体化の推進に関すること。